

燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱（案） 新旧対照表

改正案	現行																										
<p>○燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱 (略)</p> <p>附 則 この告示は、平成26年4月1日から施行する。 この告示は、平成30年4月5日から施行する。 この告示は、令和3年5月14日から施行する。 <u>この告示は、令和6年4月16日から施行する。</u></p>	<p>○燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱 (略)</p> <p>附 則 この告示は、平成26年4月1日から施行する。 この告示は、平成30年4月5日から施行する。 この告示は、令和3年5月14日から施行する。</p>																										
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法第6条第2項第1号の委員</td> <td>燕市長</td> </tr> <tr> <td>弥彦村長</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">法第6条第2項第2号の委員</td> <td>新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長</td> </tr> <tr> <td>越後交通株式会社 三条営業所 所長</td> </tr> <tr> <td>越佐観光バス株式会社 代表取締役</td> </tr> <tr> <td>ウエスト観光バス株式会社 代表取締役</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 <u>新潟支社 経営戦略ユニット ユニットリーダー</u></td> </tr> <tr> <td>公益社団法人新潟県バス協会 事務局長</td> </tr> <tr> <td>株式会社燕タクシー 代表取締役</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員	法第6条第2項第1号の委員	燕市長	弥彦村長	法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長	越後交通株式会社 三条営業所 所長	越佐観光バス株式会社 代表取締役	ウエスト観光バス株式会社 代表取締役	東日本旅客鉄道株式会社 <u>新潟支社 経営戦略ユニット ユニットリーダー</u>	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長	株式会社燕タクシー 代表取締役	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法第6条第2項第1号の委員</td> <td>燕市長</td> </tr> <tr> <td>弥彦村長</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">法第6条第2項第2号の委員</td> <td>新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長</td> </tr> <tr> <td>越後交通株式会社 三条営業所 所長</td> </tr> <tr> <td>越佐観光バス株式会社 代表取締役</td> </tr> <tr> <td>ウエスト観光バス株式会社 代表取締役</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 <u>燕三条駅長</u></td> </tr> <tr> <td>公益社団法人新潟県バス協会 事務局長</td> </tr> <tr> <td>株式会社燕タクシー 代表取締役</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員	法第6条第2項第1号の委員	燕市長	弥彦村長	法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長	越後交通株式会社 三条営業所 所長	越佐観光バス株式会社 代表取締役	ウエスト観光バス株式会社 代表取締役	東日本旅客鉄道株式会社 <u>燕三条駅長</u>	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長	株式会社燕タクシー 代表取締役
区 分	委 員																										
法第6条第2項第1号の委員	燕市長																										
	弥彦村長																										
法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長																										
	越後交通株式会社 三条営業所 所長																										
	越佐観光バス株式会社 代表取締役																										
	ウエスト観光バス株式会社 代表取締役																										
	東日本旅客鉄道株式会社 <u>新潟支社 経営戦略ユニット ユニットリーダー</u>																										
	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長																										
	株式会社燕タクシー 代表取締役																										
区 分	委 員																										
法第6条第2項第1号の委員	燕市長																										
	弥彦村長																										
法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長																										
	越後交通株式会社 三条営業所 所長																										
	越佐観光バス株式会社 代表取締役																										
	ウエスト観光バス株式会社 代表取締役																										
	東日本旅客鉄道株式会社 <u>燕三条駅長</u>																										
	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長																										
	株式会社燕タクシー 代表取締役																										

	株式会社中央タクシー 代表取締役
	中越交通株式会社 代表取締役
	まきタクシー有限会社 代表取締役
	地蔵堂タクシー有限会社 代表取締役
	弥彦タクシー株式会社 代表取締役
	<u>(削除)</u>
	<u>弥彦村産業部 部長</u>
法第6条第2項第3号の委員	燕警察署 署長
	西蒲警察署 署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（燕市・弥彦村）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県三条地域振興局 <u>地域振興監</u>
	燕市観光協会 会長
	弥彦村観光協会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会 事務局長
	新潟県立吉田病院 事務長
	<u>(削除)</u>

	株式会社中央タクシー 代表取締役
	中越交通株式会社 代表取締役
	まきタクシー有限会社 代表取締役
	地蔵堂タクシー有限会社 代表取締役
	弥彦タクシー株式会社 代表取締役
	<u>弥彦村建設企業課 課長</u>
	<u>(追加)</u>
法第6条第2項第3号の委員	燕警察署 署長
	西蒲警察署 署長
	地域公共交通の利用者（燕市・弥彦村）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県三条地域振興局 <u>企画振興部長</u>
	燕市観光協会 会長
	弥彦村観光協会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会 事務局長
	新潟県立吉田病院 事務長
	<u>一般財団法人新潟県地域医療推進機構（新潟県立燕労災病院 指定管理者）事務部長</u>

<u>社会福祉法人恩賜財団済生会新潟県中央基幹病院 事務部長</u>
三条市市民部環境課 課長
燕市企画財政部 部長
燕市市民生活部 部長
燕市健康福祉部 部長
燕市産業振興部 部長
燕市教育委員会 次長
弥彦村総務部 部長
<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>
<u>弥彦村こども教育課</u> 課長

<u>(追加)</u>
三条市市民部環境課 課長
燕市企画財政部 部長
燕市市民生活部 部長
燕市健康福祉部 部長
燕市産業振興部 部長
燕市教育委員会 次長
弥彦村総務部 部長
<u>弥彦村総務課</u> 課長
<u>弥彦村観光商工課</u> 課長
<u>弥彦村福祉保健課</u> 課長
<u>弥彦村教育課</u> 課長